

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：奈良県教育委員会

令和8年7月31日公表

I. 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.9% ※2
任期の定めのない常勤職員以外の職員 ※1	102.7%
全職員	94.1% ※3

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.6%
本庁課長相当職	90.3%
本庁課長補佐相当職	97.3%
本庁係長相当職	93.5%
校長	98.1%
副校長・教頭	97.9%
主幹教諭・教諭	97.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.1%
31～35年	92.7%
26～30年	92.7%
21～25年	91.4%
16～20年	91.7%
11～15年	91.7%
6～10年	92.6%
1～5年	92.4%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

※1：任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、勤務時間が常勤職員未満のものについては、職員数を、当職員の勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で除した数として換算している。

※2：男性の給与に対し女性の給与の割合が低い主な要因

世帯主を男性とする事例が多く、扶養手当が女性より男性に支給されることが多い。

※3：任期の定めのない常勤職員以外の職員については、臨時的任用職員に占める女性の在職者が多いことから、全職員で前年度と比較すると差異が大きくなっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	20.0%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	33.3%
本庁課長相当職	18.2%
本庁課長補佐相当職	40.4%
本庁係長相当職	69.2%

Ⅳ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

採用試験の実績なし

Ⅴ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	61.3%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	1.3%	0%	—	0%
1週間以上2週間未満	2.6%	0%	—	0%
2週間以上1月以下	38.8%	0%	—	0%
1月超3月以下	13.2%	0%	—	0%
3月超6月以下	18.4%	0%	—	100%
6月超9月以下	5.9%	4.2%	—	0%
9月超12月以下	15.8%	37.5%	—	0%
12月超24月以下	3.3%	39.6%	—	0%
24月超	0.7%	18.8%	—	—

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

1. 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	16.8時間／月
内部部局等以外	17.9時間／月

2. 管理的地位にある職員以外の職員に占める、超過勤務の上限を超えた職員の割合

区分	令和7年度
内部部局等	12.9%
内部部局等以外	19.5%